今後のスケジュール（予定）



令和８年度

- 令和9年1月～3月 …… 京クラを実施する地域クラブ等の公募・審査

令和9年度

- 令和9年4月～ …… 京クラの認定・公表
- 令和9年夏 …… 京クラ体験会の開催

令和10年度

- 令和10年4月以降順次 …… 京クラへの参加生徒の募集
- 令和10年9月 …… 京クラ・放活スタート！

※上記は、令和10年 9月の部活動地域展開に向けた現時点のスケジュール（予定）であり、今後の取組状況等に応じて適宜見直す場合があります。



保護者負担の軽減策や
京クラを実施する地域クラブ等への
支援策等については、現在検討中です。
詳細が決まり次第、
随時お知らせしていきます。



京都市学校部活動地域展開実施計画はこちら



https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000355478.html

解説動画はこちら



https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000359397.html

発行 令和8年10月／京都市教育委員会事務局指導部部活動地域展開準備室（TEL:075-708-6551）

令和10年9月から！

中学生の活動の選択肢が広がる！

京クラと放活がスタートします！

京都市学校部活動地域展開



「好き」が見つかる、「まち」が広がる。

京都市では、少子化の進行等を踏まえ、令和10年8月末をもって、現行の中学校部活動を原則廃止し、同年９月からその教育的意義を継承・発展した「京都市認定地域クラブ活動（京クラ）」と、平日放課後における校内での居場所として、生徒自らが主体的に活動する「放課後活動（放活）」を実施します。

京クラとは？

地域・民間団体等（地域クラブ等）が主体となり、その責任の下で実施される、これまでの中学校部活動の教育的意義を継承・発展した活動です。

子どもたちの安心安全の確保等の観点から、7つの認定要件（詳細は中面を参照）を全て満たすスポーツ・文化芸術活動について、京都市が京クラとして認定します。

京都市独自！

放活とは？

平日放課後に、生徒自らが主体的に活動できる機会として、各中学校（義務教育学校を含む）の体制等に応じ、在籍生徒を対象に行う活動です。

スポーツ活動や文化活動、授業や学校行事と関連付けた活動、地域と連携した取組など、内容は各中学校がそれぞれ任意で決定します。

詳しくは中面をチェック！

京クラの基本的事項

整備の方向性

- 生徒が参加したい京クラを等しく選択できるよう、移動距離等を考慮し、様々な種目・分野の京クラを市内にバランスよく配置することを目指します。
- 学校行事・地域行事と関連が深い吹奏楽部は、学校単位の整備も含めて検討します。
- 現行の中学校部活動にはない種目・分野の活動についても、地域クラブ等の応募状況等を踏まえて新たに設置します。

参加費

国のイメージ※を踏まえ、必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定

※週1日・月4日程度で月額1,000～3,000円程度（実施回数、体制、種目・分野の特性などを踏まえ、各地域クラブ等が設定）。

参加対象者

中学生

※京都市立中学校、義務教育学校後期課程、総合支援学校中学部の生徒だけでなく、国私立、他市町の中学生も参加できます。

※小学生や高校生、大人等と一緒に取り組む活動も京クラとして認定します。

指導者

- 京都市の研修を受講した指導者等が原則、複数人で対応に当たります。
- 希望する教職員が地域クラブ等の指導者として指導することも想定しています。

活動場所

- 主に、京都市立中学校・義務教育学校のグラウンド、体育館、特別教室等を想定しています。
- 地域クラブ等が拠点とする民間施設等で活動する場合もあります。
- 在籍校から移動して活動することが考えられますので、自転車や公共交通機関での移動も想定しています。





京クラ認定要件

以下の7つの認定要件を全て満たすスポーツ・文化芸術活動について、京都市が京クラとして認定します。

1. 学校部活動の教育的意義の継承・発展と、幅広い活動機会の保障への寄与
2. 適切な活動時間や休養日の設定
3. 必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等の設定
4. 適切な指導体制の確保
5. 適切な安全確保の体制の確保
6. 適切な運営体制の確保
7. 学校等との適切な連携



京クラ、放活の違い

	京クラ	放活※
主　体	地域・民間団体等（地域クラブ等）	学校・生徒
管　理	地域クラブ等の責任の下で実施	学校の管理下で実施
指導者	地域・民間の指導者	原則なし（必要に応じて、教職員が側面支援し、外部人材指導者を配置）
対象者	中学生他	在籍校生徒
活動場所	市立学校他 ※在籍校以外の学校・施設等へ移動しての活動も想定	在籍校
費　用	原則本人負担	原則不要





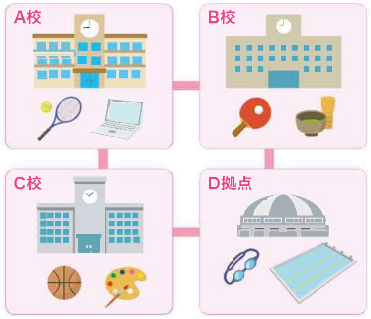
※各中学校で実施する放活の内容については、令和9年度策定予定のガイドラインを踏まえて検討します。
放活は原則、各中学校及び義務教育学校において実施します。

中学校部活動 ▶ 中学校ごとに様々な部活動（種目・分野）を実施しています（令和10年8月まで実施）。



原則、在籍校生徒のみ参加可。

京クラ ▶ 身近な地域にバランスよく様々な活動を設置します。



在籍校の枠を越えて、多様な活動の中から選択することが可能になります。これまでにない種目・分野の活動も想定しています。

放活 ▶ 生徒の主体性を踏まえつつ、中学校が内容を決定し、中学校ごとに実施します。



上記活動はイメージであり様々な活動が想定されます。

